

Web広告掲載代行サービス個別規定

(Web広告掲載代行サービス概要)

第1条 当社は、Web広告掲載代行サービスとして、見積書において対象とした検索エンジン・サイト・Webメディア（以下、「対象サイト」という。）を対象とし、対象サイトでのWeb広告の登録・変更作業の作業代行を行います。

(見積書)

第2条 出稿料、視聴料金、クリック単価、表示課金額、アクション課金額等は見積書に掲載された金額を基本とします。ただし見積書の定めのない場合、運用手数料は広告媒体の支払われる費用に20%を乗じた金額（消費税別途）とします。見積書等にクリック単価及び対象サイト毎の予算配分の定めがある場合でも、リスティング広告代行・SNS広告代行等、当社に運用を委託する広告である場合には、広告効果の拡大のため、クリック単価及び対象サイトごとの予算配分を随時変更できるものとします。

(予算運用)

第3条 契約期間中に掲載費予算が消化された場合、当社はお客様に予算追加について照会をするよう努めますが、その義務を負うものではありません。

(契約期間及び解約)

第4条 本契約の契約期間は、サービス開始日から6ヵ月間とします。サービス開始日は見積書に記載の通りとします。当初契約期間終了後は、6ヵ月毎の自動更新となり、解約日の1ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。また、お客様より提供を受けたアカウントを使用する場合を除き、当社がWeb広告の出稿に使用したアカウント情報を開示したり、当社がお客様にアカウントを移管する義務は負わないものとします。

(無保証・免責)

第5条 当社による本サービスの履行によっても、Web広告が一定回数以上クリックされることや動画やイラスト等のメディアが一定回数以上視聴されることは保証されません。またリスティング広告の場合、広告が一定の位置に表示されること、希望の内容や表示形式で掲載されることが保証されるものではないことを了承したものとします。SNS広告においては当社に提供された権限において可能な範囲で当社が行った投稿や出稿については、当社の悪意又は重大な過失による場合を除き、お客様や当該アカウントにおいて生じた信用・ブランドイメージの変化について、当社は責任を負わないものとします。当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合でも、当社が負う補償義務はWeb広告掲載代行サービスの対価として当社が受領した金額を上限とします。

(運用方法等の決定)

第6条 広告の運用方法等に関し、当社は当社において最適と判断する方法によって実施します。お客様がキーワード・地域設定・時間設定等の指定を希望する場合には、当社が指定した様式にてデータでご提出いただきます。変更の場合も同じです。

(アカウント)

第7条 本サービスの遂行に際して、当社からお客様に対しては、対象サイトの情報閲覧専用アカウントのみが提供されます。

株式会社PLAN-B
制定：2013年9月1日
改訂：2023年4月14日